

令和 7 年度

第 4 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

期日 令和 8 年 3 月 1 9 日 (木)

場所 熊本市健康センター新町分室 2 階 多目的室

# 令和7年度 第4回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

開催日時 令和8年3月19日(木) 午前9時30分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

理事定数 10名

出席理事 7名

萱野 晃 林 将孝 多門 文雄 鳥崎 一郎  
原 清美 中川 和徳 神永 修一

欠席理事 1名

西村 一弘

欠員 2名

出席監事 1名

吉井 壮馬

欠席監事 1名

荒木 紀代子

議事録署名人 萱野 晃 吉井 壮馬

議事録作成者 中川 和徳

## 議 題

- 議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度会計収入支出補正予算について
- 議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 8 年度事業計画について
- 議案第 3 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 8 年度会計収入支出予算について
- 議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について
- 議案第 5 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について
- 議案第 6 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について
- 議案第 7 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用契約嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 8 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 9 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 10 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会経理規程の一部改正について
- 議案第 11 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程の一部改正について
- 議案第 12 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程の一部改正について
- 議案第 13 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について
- 議案第 14 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正について
- 議案第 15 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について
- 議案第 16 号 役員等賠償責任保険に係わる保険契約の内容について
- 議案第 17 号 令和 7 年度第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

※各議題における特別の利害関係 無し

## 協 議

- 協議第 1 号 養護老人ホームおよび訪問介護事業所の運営について

《議事の経過とその要旨》

馬場主任主事より開会宣言。萱野 晃 会長挨拶の後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第 30 条第 1 項の規定により議長を選出。中川 和徳 常務理事より 萱野 晃 会長を議長にとの提案があり、萱野 晃 会長が議長に就任した。

議長は、早速、事務局に出席者の報告を求めたところ、事務局より定数 10 名、現員数 8 名中、出席者 7 名、欠席者 1 名であり、定款第 31 条第 1 項の規定により理事会が成立する報告がなされた。続けて、議長は、定款第 32 条第 2 項の規定により、吉井 壮馬 監事を議事録署名人に指名し、直ちに議事の審議に入った。

議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度会計収入支出補正予算について事務局より説明をお願いします。

総務部長 【議案第 1 号 令和 7 年度 会計収入支出補正予算書（資料 1）に基づき事務局説明】

議長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質疑はございませんか。

（質疑・意見等なし）

議長 ご質疑なければ採決いたします。  
議案第 1 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

（同意理事挙手）

議長 ありがとうございます。  
全会一致でございますので、議案第 1 号は承認されました。

議長 それでは次に議案第 2 号に入りますが、議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 8 年度事業計画についてと議案第 3 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 8 年度会計収入支出予算については関連がございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長 【議案第 2 号～議案 3 号 事業計画書（資料 2）、資金収支予算書概要  
総務部長 （説明資料）、資料 3-1 及び資料 3-2 に基づき事務局説明】

地域福祉部長  
生活支援部長

総務課長

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

鳥崎理事

事業計画書と予算について伺います。

事業計画書、地域福祉推進部門（２）②ボランティアの発掘・育成や、③福祉教育の推進、（３）個別支援と地域づくりの一体的な展開といった項目は、予算書上ではどの項目に含まれているのでしょうか。

地域福祉部長

（２）以降の主な予算構成についてご説明します。

一つは共同募金の配分金事業、もう一つは災害対応型自動販売機による災害関連事業です。さらに法人部門では、山根高齢者等福祉基金を財源として、男性料理教室などの福祉事業を展開しております。

鳥崎理事

わかりました。

（３）個別支援と地域づくりの一体的な展開に関連して、意見を述べさせていただきます。

ここに掲げられている①コミュニティーソーシャルワーカーの育成と強化については、例年同様の文言が並んでおり、具体的な進捗や成果が見えにくくなっている印象を受けます。

こうした継続的な項目については、今年度は具体的に何を達成するために、これだけの予算を投じるのかという目標と、評価軸を明確にすべきではないでしょうか。予算の使途と事業の進展をより可視化していただくよう求めます。

議 長

ただいまのご指摘は、事業計画と予算の関係が不透明であるという視点かと思えます。

事務局においては、各事業に紐づく予算額を明記するなど、工夫する余地があれば、ぜひ検討してください。

多門理事

私は、身体障害者福祉協会連合会の会長として、そして利用者の立場から意見を述べさせていただきます。

まず事業計画についてですが、ボランティア関連の事業について物足りなさを感じます。ボランティアを受ける側の実情として思うところは多々ありますが、5ページの「施設・介護サービス部門」に絞って申し上げます。

まず、社協にのみ重責を負わせる現在の体制では、新たな展開は望めません。そもそも愉和荘の継承は、旧植木町と熊本市の合併協議における不十分な検討の末、社協が引き受ける形となった経緯があります。そのしわ寄せが現在、顕在化していると言わざるを得ません。私の持論ですが、養護老人ホームはあくまで適切な経営基盤の上に成り立つべき事業です。単に赤字を補填すればよいという性質のものではなく、職員の雇用とサービスの質を維持するに足る、適切な措置費が確保されるべきです。来年度予算にお

いて約 4,500 万円もの繰入金が生じている現状は極めて深刻です。入所者が 25 名まで減少している背景には、市による措置控えの影響も推察されます。入所抑制が市の裁量で行われているのであれば、この赤字構造は社協の責任範疇を超えています。

また、介護保険事業の赤字についても、営業努力の不足を指摘せざるを得ません。黒字経営を実現している他事業所と比較し、何が足りないのかを猛省すべきです。行政とも連携し、経営改善に取り組んでいただきたい。

事務局

現場の職員が日々、強い使命感を持って業務にあたっていることは、私自身も肌で感じているところであります。ただし、経営問題に関しましては、切り分けて考えなければなりません。経営の健全化という課題については、後の協議事項にも含まれておりますので、その際に改めて詳しく説明させていただきます。

鳥崎理事

令和 6 年度より生活自立支援センターの受託が終了したわけですが、相談支援とは包括的・総合的であるべきであり、自立相談支援事業はその中核を成すものであり、熊本市が他団体へ委託先を変更したことは残念に思います。

社協として生活困窮者支援体制をどう再構築していくのか事務局の見解と展望をお聞かせください。

事務局

生活自立支援センターのプロポーザルの結果、現在は他法人が運営を担っております。現委託期間は令和 8 年度までと承知しており、令和 9 年度以降の次期公募内容が今後示される見通しです。

本会が目指す包括的な事業展開において、自立相談支援事業は不可欠な柱であると認識しております。現時点では次期公募の詳細は不明ですが、今秋頃に判明する公募要件を精査したいと考えております。

単に受託を目指すだけでなく、安定的な運営を維持できる人員体制の構築が可能かなど、経営面からの検証も欠かせません。収集した情報に基づき、本会としての方針を決定し、理事会・評議員会の皆さまにお示ししたいと考えております。

鳥崎理事

生活困窮に苦しむ方々が増えている現状を肌で感じております。物価高騰の影響はもちろん、収入そのものが伸び悩んでいるという切実な実態を日々の支援活動の中で痛感しております。

だからこそ、社協にはそうした人々の苦境に寄り添い、迅速かつ的確に対応できる組織であってほしいと願っています。

神永理事

この後の協議事項でも愉和荘が議論に上がりますので、一点、入所者数について修正させていただきます。事務局から現在 25 名との報告がありましたが、昨日 19 時頃に緊急入所が 1 件ございましたので、現時点での正確な入所者数は 26 名となります。

議長

それでは他にご質疑なければ採決いたします。

議案第 2 号及び議案第 3 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 2 号及び議案第 3 号は承認されました。尚、議案第 1 号～議案第 3 号については、評議員会へ提出させていただきます。それでは、次に議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について事務局から説明をお願いします。

事務局

**【議案第 4 号 議案書 7～9 ページ及び評議員候補者推薦書に基づき説明】**

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑なければ採決いたします。  
議案第 4 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 4 号は承認されました。尚、本議案については、後日開催の評議員選任・解任委員会へ提出いたします。

議 長

それでは、次に議案第 5 号に入りますけれども、議案第 5 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正についてから議案第 14 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正についてまでは、諸規程関係でございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

**【議案書第 5 号～議案第 14 号 議案書 10～27 ページに基づき説明】**

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

多門理事

議案書 22 ページ居宅介護支援事業所運営規程の改正案に人数が記載されており、合計 5 名となっています。5 名体制であれば、上限 1 人 40 名として計 200 名の利用

者を担当しなければ、社協の給与水準に見合う採算は取れないはずです。ケアマネジャーの業務は、頻回な訪問を要する利用者もおり過酷なものです。甘んじることなく、一人ひとりが高い生産性と責任感を持って職務にあたるよう、厳格な管理を求めます。

次に、登録ヘルパーの就業年齢を75歳まで延長する規程改正についてです。人手不足の折、元気な高齢者の力を借りること自体は否定しませんが、本来は若い人材の確保こそが重要です。単に足りないから年齢を上げるという安易な場当たりの対応ではなく、業務遂行能力の厳正な見極めを要望します。

事務局

議案第11号の人員体制について補足いたします。資料上5名に見えますが、管理者は主任介護支援専門員との兼務ですので、実質は4名体制でございます。内訳は正規職員2名、嘱託職員が2名で、1人あたりの担当件数は現在35名程度と把握しております。当初予算を上回る決算見込となっており、各職員が上限に近い業務量をこなしている状況です。

また、第13号登録ヘルパー就業に関する規程及び第14号介護認定調査員就業に関する規程について、説明不足により誤解を招き失礼いたしました。今回の改正は、75歳という年齢の画一的な上限を撤廃するものです。本人の就業意欲があり、かつ会長がその能力を必要と認めれば、1年を超えない範囲内で就業することができるものに改めます。

背景には、登録ヘルパー6名全員が高齢化しているという実情がございます。現に今年75歳を迎える職員もいます。現行規程では3月末で退職となります。貴重な職員を失い、事業収入がさらに減少することを避けるため、今回の改正に至った経緯がございます。

議長

それでは他にご質疑なければ採決いたします。

議案第5号から議案第14号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議長

全会一致でございますので、議案第5号から議案第14号は承認されました。

それでは次に、議案第15号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書第15号 議案書28～29ページに基づき説明】

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑なければ採決いたします。  
議案第 15 号について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 15 号は承認されました。  
それでは次に、議案第 16 号 役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について事務局より説明をお願いします。

事務局

**【議案書第 16 号 議案書 30 ページに基づき説明】**

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑なければ採決いたします。  
議案第 16 号についてご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 16 号は承認されました。  
それでは次に、議案第 17 号 令和 7 年度第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について事務局より説明をお願いします。

事務局

**【議案第 17 号 議案書 31～32 ページに基づき説明】**

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑なければ採決いたします。  
議案第 17 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 17 号は承認されました。  
それでは次に、協議でございます。協議第 1 号 養護老人ホームおよび訪問介護事業所の運営について事務局より説明をお願いします。

**【協議第 1 号 資料 4 に基づき説明】**

議 長	<p>ただいま、事務局より説明がございましたとおり、これまで把握し得なかった補助金返還という極めて重大な課題が浮上いたしました。</p> <p>本件は、旧植木町における施設の存在意義のみならず、当法人の経営基盤を揺るがしかねない影響がありますので、改めて理事の皆さまより忌憚のないご意見を賜りたいということでございます。</p> <p>何かご質疑はございませんか。</p>
鳥崎理事	<p>市町村合併時のいきさつ、補助金についてどういった引継ぎを受けていたのか。</p>
事務局	<p>もともと旧植木町が直営で経営しておりましたが、平成 22 年 5 月の市町村合併に際し、旧植木町社協が経営を引き継ぐこととなりました。これに合わせて老朽化した施設の建替え工事を実施しており、合併前に完了しております。</p> <p>建替え費用については総額 4 億円を要しましたが、その内訳は、旧植木町社協の自己資金から 9,000 万円、熊本県からの補助金として 1 億 2,000 万円、旧植木町からの補助金として 1 億 9,000 万円をそれぞれ充当いたしました。</p> <p>当初、建替えに伴う資金不足分として、福祉医療機構より約 1 億 3,000 万円の借入を受けておりました。しかし、合併協議の過程において「負債を抱えた状態での合併」の是非が議論の対象となった経緯がございます。これを受け、旧植木町において臨時議会が開催され、負債解消を目的とした 1 億 3,000 万円の追加補助金が旧植木町から旧植木町社協へ交付されました。</p> <p>旧植木町社協はこの補助金を借入金の返済に充てたため、合併当初において旧植木町社協側には一切の負債（借入金）がない状態で、熊本市社協への承継が行われております。</p>
鳥崎理事	<p>資料 4 の譲渡に関する確認です。不動産自体は市有資産であるため、事業譲渡にあたりと解釈していますが、その上で分類されている「パターン 3-2：厚生労働省所管事業以外」とは、具体的にどのような事業を指しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲渡先の法人が養護老人ホームとしての運営を継続せず、厚生労働省所管事業以外に転用した場合には、補助金返還義務が生じることとなります。しかしながら、現実的には可能性は低いものと推察されます。</p>
議 長	<p>パターンの整理にあたっては、今ご説明したとおり検討を進めておりますが、大きな制約がございます。</p> <p>本件の土地は熊本市の市有地であり、当初の目的外の事業に転用するとなれば、市から継続使用の許可を得る必要があります。市の立場に立てば、当初の用途以外での利用を容易に認めることは考えにくく、可能性としては非常に低いのではないかと考えております。</p>
鳥崎理事	<p>愉和荘の不動産について確認いたします。土地については市町村合併に伴い、旧</p>

植木町から熊本市へ所有権が移転した市有財産であるとの認識です。一方で、建物についての所有はどうなっているのでしょうか。

事務局

建物については熊本市社会福祉協議会の所有となります。

議長

当時の経緯を補足しますと旧植木町から旧植木町社協へ移管する際、公募という形が取られました。その際の条件は、受託した団体が数年以内に自らの責任において建物を建て替えることであったと承知しております。この条件に基づき、旧植木町社協が手を挙げ、補助金および自己資金を投じて建設に至ったという経緯がございます。

鳥崎理事

事業廃止に伴い補助金の一括返済が生じる場合、一括での支払いが困難な際の分割返済に関する交渉の余地はあるのでしょうか。

事務局

補助金の返還については、原則として一括返済となっております。しかしながら、本法人の財務状況を鑑みると一括での対応は困難であるため、分割納付等の猶予を含め、現在、熊本市の関係各課と協議を行っております。

多門理事

合併以来、愉和荘が抱える赤字問題に対し、私は一貫して改善を求めてまいりました。しかし、現状は好転しておりません。この責任は現場の努力不足だけではなく、市の責任にあります。本来、入所者が45名に達すれば黒字化が可能であるにもかかわらず、実際には市、福祉事務所による措置控えが続いています。市の許可が得られない以上、社協の独力で経営を改善することは不可能です。

加えて、入所者の重度化も顕著です。入所時要介護2だった方が現在は要介護4となるなど、大半が常時介護を要する状態にあります。本来、現在の介護度に適した別の施設へ転所を真っ先に検討すべきです。

私はかねてより、当該事業の廃止を主張してまいりました。今般、補助金返済の財源確保が議論に挙がっておりますが、法人が保有する約7億円の基金を充てれば、返還金の捻出は十分に可能です。かつて希望荘の修繕を巡り、市は市社協の要望を拒否しながら、返還後には即座に公費で修繕を行いました。こうした過去の経緯を鑑みれば、市に過度な配慮をする必要はありません。現在、愉和荘に投じられている年間約4,500万円もの補填金は、本来他の地域福祉事業に充てられるべき貴重な財源です。

職員の雇用についても、深刻な人手不足にある現状、再就職の斡旋は十分に可能です。かつての国鉄解体時の対応を例に見ても、組織として責任を持つべきは場所を守るのではなく雇用の場を確保することです。

昨年11月に現地視察を行いました。当該施設は交通の便が非常に悪い場所にあり、家族の面会もほとんど行われていない実態があります。また、市内の他施設には空きも確認されており、入所者の転所先確保において大きな支障はないと判断しております。

市が責任を取らない現在の不健全な経営体制を清算し、返還金は基金から一括して支払い、一度ゼロの状態に戻すべきです。その上で、社協は本来の使命である、市の手が届かない細やかな地域福祉事業に、その財源と労力を集中するべきだと強く求めます。

林理事

第3回理事会以降、愉和荘が抱える諸課題が法人経営全体に重大な影響を及ぼすリスクがあることが、経営診断の結果からも明らかとなりました。これを受け、本市では高齢福祉課、介護事業指導課、健康福祉政策課といった関係各課と改めて協議を重ねてまいりました。旧植木町時代からの経緯を含め事実確認を行い、本日の資料を取りまとめるに至っております。

先ほど多門理事からもご指摘がありました通り、資料のパターン①の事業継続については、入所率の向上によるV字回復が現実的に可能であるか、その実効性を見極める必要があります。一方で、廃止となった場合には、多額の補助金返還が発生いたします。こうした事態を回避するための方策として②転用や③譲渡を含め、どのような手法が最適であるかを多角的に検討していく方針です。

熊本市と市社協は、いわば車の両輪の関係にあります。行政では対応が困難な領域を市社協が担うという役割を、今後はさらに強化していかなければなりません。そのためには、法人が展開する諸事業の中で注力すべき分野と問題を解消して身軽になる部分を適切に整理していくことも必要です。

こうしたことについては、既に関係各課とも共通認識を持っておりますので、引き続き、緊密に協議を進めてまいります。

鳥崎理事

前回の経営診断結果、および令和8年度予算において年間約4千5百万円もの法人持ち出しが発生すること、さらには施設の老朽化という現状を鑑みれば、資料4のパターン①事業継続を検討する段階はすでに過ぎていると考えております。今後は廃止を視野に入れ、法人経営への影響を最小限に抑えるべく、来年度内を目途に関係各所との交渉を加速させる必要があると思います。

議 長

事務局から今後のスケジュールを含め説明をお願いします。

事務局

廃止の方針をとる場合、大きな課題となるのが補助金の返還です。一括返還が困難であれば、熊本市との協議は避けられません。現実的には、免除し得る事業譲渡が唯一の道とも考えられますが、赤字経営の施設を引き受ける法人が容易に見つからない厳しさも認識しております。そのため、次回の理事会で方向性を決定できるよう、社会福祉法人や医療法人等への広範な打診も同時並行で検討していくべきだと考えております。本日は現状の共有に留めますが、次回の理事会において方向性の判断を仰ぎたいと存じます。

多門理事

本理事会は執行機関であり、ここでの意思決定が事業の命運を握っています。現在、理事会には市関係者も名を連ねていますが、今こそ「社協としての主体的な意

思」を明確にすべき時です。

市内には設備が充実した施設が存在します。交通の便が悪く、老朽化が進む愉和荘が利用者から選ばれにくいのは明白であり、事実、家族の面会も極めて少ない状況です。経営面・環境面の両面から見て、現状のまま事業を継続することは不適切であると判断せざるを得ません。

私は、本年6月の理事会において、本事業の明確な方向性を決定すべきだと考えます。もし、このまま抜本的な改善や意思決定がなされないのであれば、私は外部機関やメディア、さらには市議会を通じてこの問題を広く社会に公表し、市に対して直接的な説明責任を求めていく所存です。かつて「希望荘」設立の際も、市は当初「予定なし」と答弁しながら、議会を通じた働きかけによって翌年予算を計上した経緯があります。行政は時に外部からの働きかけによってその姿勢を転換させるものです。

保有する基金を投じて補助金を返還し、負の遺産を清算して「ゼロ」から再出発するのか。あるいは、毎年4,500万円もの補助金を浪費し、機能不全に陥った施設を維持し続けるのか。市社協が本来の使命に立ち返るためにも、6月理事会では結論を出すことを強く求めます。

議長

最終的な方向性については理事会の決議事項となりますが、本日初めて議題となった補助金返還の詳細や、その回避策としての事業転用・譲渡の可能性についてはまだ精査が必要な段階です。

したがって、これらの事項を早急に調査し、判断材料が揃った段階で改めてお示しし、理事会としての意思決定を仰ぎたいと考えております。本日は現状共有に留め、即決はいたしません、ご理解をお願いいたします。

神永理事

理事としての意見ではなく、施設長としての現場報告となる点をご容赦ください。先ほど多門理事から、経営診断における重度要介護者の多さについてご指摘がありました。これを受け、今年度は要介護度の高い入所者に対し、特別養護老人ホーム等への転所を計画的に進めてまいりました。

その結果、入所者数が減少しており、経営的には非常に苦慮しております。しかし、現場の実態としては以前よりも低年齢の入所者が増えているほか、ご家族との関係に課題を抱えて入所されるケースが多いのが養護老人ホームの特徴です。面会の頻度は個人差が大きく、全く面会のない方もいれば、月に2回程度来られる方もおられますので、現場の状況としてご報告させていただきます。

多門理事

施設長としての現場の苦悩は理解いたしますが、入所条件にあっていない要介護4の方がそのまま入所している状況は看過できるものではありません。速やかに適正な運用へと是正すべきと考えます。

議長

本日は初めてお示しした内容もあり、すぐには整理がつかない部分もあるかと存じます。今後、来年度早々にも新たな事実や詳細が判明次第、次回の理事会にて改

めてお示しいたします。

それまでの間、お気づきの点やご意見がございましたら、随時事務局までお寄せください。

それでは、本日の協議はここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

議 長

ありがとうございました。

それでは、今回いただいたご意見を踏まえ、進めていただくことといたします。

それでは次に、「その他」でございます。

まず、理事の皆様からその他ご意見などございませんでしょうか。

(質疑・意見等なし)

議 長

事務局から何かありませんか。

事務局

ここで今回の理事会をもちまして、退任されます林理事より一言ご挨拶いただきたいと存じます。

林理事

(林理事退任挨拶)

議 長

他にございませんようでしたら、これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

司 会

萱野会長には議長をお勤めいただき、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第4回理事会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

令和8年3月19日

会 長 \_\_\_\_\_ (印)

監 事 \_\_\_\_\_ (印)